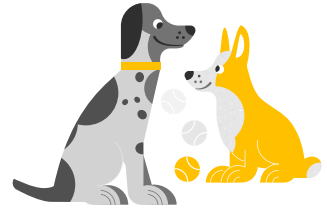


日本ペットドッグトレーナーズ協会会員様向けの賠償責任保険 Q&A



<補償対象・対象外となる事故について>

Q 1 この保険はどのようなときに補償対象となりますか？

A 1 会員事業者様がペット関連事業を遂行中（事業施設の所有、使用、管理を含む）に他人の身体・財物に損害を与えた場合、またお預かりしたペット(犬または猫)にケガをさせたり、死亡させてしまった場合の損害賠償を補償します。

Q 2 犬のしつけ指導中に犬が別の指導中の犬にかみついた場合は補償対象となりますか？

A 2 動物同士の噛付は指導者の管理責任有無の判断が難しいため、今回の商品では対象外としています。

Q 3 ペットの送迎中の事故は補償対象となりますか？

A 3 送迎が業務の一環である場合は保険金の支払いの対象となります。

Q 4 ペットを散歩中の事故は補償対象となりますか？

A 4 お預かりしている期間内に、散歩のために施設外で直接監視下で管理している間は保険金の支払いの対象となります。

Q 5 ペットホテルでペットが盗難にあった場合は補償対象となりますか？

A 5 対象となります。ただし、管理下中のみ対象となり、脱走・逃走中の盗難は対象となりません。

Q 6 お預かり中にドッグランで発生した事故は補償対象となりますか？

A 6 被保険者の直接監視下で管理している場合は保険金の支払いの対象となります。監視下の事故でない場合は対象外となります。

Q 7 出張トリミングなどの業務中に発生した事故は補償対象となりますか？

A 7 出張トリミングなどの業務のため施設外でペットをお預かりする場合は、被保険者の直接監視下で管理している間であれば保険金の支払いの対象となります。

Q 8 ペットの毛を切りすぎたため風邪をひいた場合は補償対象となりますか？

A 8 残念ながら対象となりません。お預かりしたペットにケガを負わせた場合のみ補償対象となり、病気は補償対象ではありません。

Q 9 お預かりしていたペットが逃走してしまった場合は補償対象となりますか？

A 9 残念ながら対象となりません。ペットの逃走や脱走は補償対象外となっております。

Q 1 0 保険会社に事故報告をしたとき、補償対象となるか、すぐに分かりますか？

A 1 0 事故報告後、事故状況を詳しく調査したのちの判断となるため、お時間を要することがあります。

<その他お手続き等について>

Q 1 1 「お見舞金」の金額はどのように決めたらいいですか？

A 1 1 犬、猫の種類等によって、被保険者ご自身で、社会通念上妥当な額をご判断いただくこととなりますが、お支払にあたっては事前に当社へご相談いただきますよう、お願いいたします。

Q 1 2 お客さまにお支払いした「お見舞金」について受領書の取り付けは必要ですか？

A 1 2 原則として、被害者の方から受領書の取り付けをお願いしております。実費のお支払いとなることから、確認資料のご提出が必要となります。

Q 1 3 いつから補償が開始しますか？

A 1 3 加入のお申込みをいただいた翌月 1 日から保険の補償が開始します。なお、保険契約は毎年 4 月 1 日に更新します。「保険期間中の支払限度額」は、更新日にリセットされます。

Q 1 4 保険は何度でも使えますか？保険を使った際に補償の内容は変更されますか？

A 1 4 保険期間中の支払限度額の範囲では、回数制限はありません。ただし、特定の会員事業者様の事故が頻発する場合には商品維持の観点から、次年度当該保険へのご加入をご遠慮いただく場合があります。

Q 1 5 保険期間の途中で業務従事者の人数に変動があった場合は保険料の追徴、返戻は発生しますか？

A 1 5 発生しません。

<令和 4 年 3 月作成> 文書番号：2202-0022